

控 訴 の 趣 旨

- 1 原審判を取り消す。
- 2 控訴人の2015年年6月30日付の公益財団法人日本陸上競技連盟に対する行政指導の要請に関し、被控訴人の不作為が違法であることを確認する。
- 3 訴訟費用は、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

控 訴 の 原 因

- 1 控訴人は、東京地方裁判所（以下「東京地裁」という）平成28年（行ウ）第127号 不作為の違法確認請求事件につき、「1 本件訴えを却下する。2 訴訟費用は原告の負担とする。」との審判を受けた。

東京地裁は却下の理由として、控訴人は「不作為の違法確認の訴えは、処分又は判決についての申請をした者に限り、提起することができる」とする行政事件訴訟法37条とする要件を具備していないとしている。すなわち東京地裁は、控訴人が行った処分の申請は法令に基づくものでない為、控訴人は原裁判において原告適格を有していないと解している。

その一方で控訴人は、定款違反を繰り返す公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「陸連」という）を所管する内閣府に対して陸連が公開質問状に真摯に回答するよう行政指導を求め、当該行政行為の申請に対する不作為を確認した上で行政訴訟を提起している（甲第7号証～甲第16号証）。

1. すなわち当該控訴訴訟では、控訴人の原告適格に関して「法令上の根拠に基づくものでなく、原告に申請権があるとも解されない」とする東京地裁の判断の妥当性が主たる争点となる。
2. もし「直接的な利害関係を有する者以外は行政に対して行政行為を請求する権利がない」とする東京地裁の法解釈が正しいのであれば、「日本国民は如何なる場合でも行政の瑕疵を咎めることができないという法体系の下にある」という現実が判例として確定することになる。

よって控訴人は、東京高等裁判所に対し、原審判を取り消す旨の判決求めるとともに、東京地裁における控訴人の請求権に関する解釈が妥当であるか否かの判断を求めるものである。